

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度 自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日	2023年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
経常収益	9,464,983	9,962,443
資金運用収益	7,545,913	7,673,904
貸 出 金 利 息	4,791,560	4,682,752
預 け 金 利 息	463,938	566,860
コ ー ル 口 一 シ ン 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 配 当 金 息	2,206,362	2,342,063
そ の 他 の 受 入 利 息	84,051	82,228
役務取引等収益	977,206	982,726
受 入 為 替 手 数 料 益	417,988	415,781
そ の 他 の 役 務 収 益	559,217	566,944
その他業務収益	145,555	42,723
外 国 為 替 売 買 益	—	—
外 国 債 等 債 券 売 却 益	98,100	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	47,455	42,723
その他経常収益	796,307	1,263,089
償 却 債 権 取 立 益	330,206	432,062
株 式 等 売 却 益	328,151	712,450
金 銭 の 信 託 運 用 益	118,673	84,078
そ の 他 の 経 常 収 益	19,276	34,496
経常費用	7,747,319	7,919,715
資金調達費用	116,814	169,365
預 給 付 補 填 金 利 息	108,285	160,620
借 入 金 繰 上 利 息	8,528	8,744
—	—	—
役務取引等費用	766,902	809,135
支 払 為 替 手 数 料 用	166,143	169,306
そ の 他 の 役 務 費 用	600,758	639,829
その他業務費用	270,548	307,253
外 国 為 替 売 買 損	60	—
外 国 債 等 債 券 売 却 損	45,760	55,818
国 債 等 債 券 償 還 損	218,500	247,083
そ の 他 の 業 務 費 用	6,226	4,351
経費	6,089,339	6,331,054
人 物 件 費	3,727,119	3,903,827
税 金 費 金	2,140,785	2,193,391
—	221,434	233,835
その他経常費用	503,714	302,907
貸 倒 引 当 金 繰 上 額	133,762	26,902
貸 出 金 償 却 損	274,386	210,978
株 式 等 売 却 損	10,134	3,364
株 式 等 償 却 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	13,452
そ の 他 の 資 産 償 却 損	413	151
そ の 他 の 経 常 費 用	85,017	48,058
経常利益	1,717,663	2,042,728
特別利益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特別損失	32,698	34,869
固 定 資 産 処 分 損	30,972	30,431
減 損 の 特 別 損 失	1,726	4,437
—	—	—
税引前当期純利益	1,684,964	2,007,859
法人税・住民税および事業税	454,415	375,764
法人税等調整額	44,483	101,443
法人税等合計	498,898	477,207
当期純利益	1,186,065	1,530,651
繰越金（当期首残高）	546,933	503,023
土地再評価差額金取崩額	1,740	—
当期末処分剰余金	1,734,739	2,033,675

(記載上の注意)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 子会社等との取引による収益総額
子会社等との取引による費用総額
3. 出資1口当たり当期純利益金額
- 544円69銭
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失 (千円)
事業用資産	蒲郡市	営業店舗 1 か所	有形固定資産	4,437
合 計				4,437

稼動資産については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（ただし、出張所は母店と一つのグループ）単位で、遊休資産については各資産を、グループの最小単位としています。本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

営業店利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,437千円を「減損損失」として特別損失に計上しています。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額により測定しております。有形固定資産のうち土地については正味売却価格を不動産鑑定評価に基づき算定しています。建物及び建物附属設備については、他への転用や売却が困難であることから正味売却価額を零円としております。

5. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、982,726千円です。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりです。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いています。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

剰余金処分計算書〈単体〉

(単位：千円)

科 目	2022年度 2022年 4 月 1 日～ 2023年 3 月31日	2023年度 2023年 4 月 1 日～ 2024年 3 月31日
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,734,739	2,033,675
利 益 準 備 金 取 崩 額	25,141	31,347
合 計	1,759,881	2,065,022
剰 余 金 処 分 額	1,256,857	1,555,612
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4%) 56,857	(年4%) 55,612
特 別 積 立 金	1,200,000	1,500,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	503,023	509,410

■会計監査人による外部監査を受けています

2023年度貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、きぼう監査法人の会計監査を受けています。

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および使用人兼務役員の使用人としての職務執行の対価として支払う「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	207

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」179百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」23百万円となっています。

なお、賞与は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。